

令和四年政令第一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令  
内閣は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項の規定に

制定する。

- 和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する事務であつてデジタル府令・総務省令で定めるもの
- 十四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）又は介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）による介護保険に関する事務であつてデジタル府令・総務省令で定めるもの
- 十五 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収に関する事務であつてデジタル府令・総務省令で定めるもの
- 十六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務であつてデジタル府令・総務省令で定めるもの
- 十七 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、附加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつてデジタル府令・総務省令で定めるもの
- 十八 前各号に掲げる事務に附帯する事務

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

#### 附 則（令和五年三月二九日政令第七八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日から施行する。